

宝塚市立看護専門学校懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宝塚市立看護専門学校学則（平成7年規則第18号。以下「学則」という。）第27条に規定する懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の趣旨)

第2条 懲戒は、宝塚市立看護専門学校（以下「本校」という。）に在学中の学生（以下「学生」という。）が在学中に第4条に定める懲戒の対象となる行為を行った場合に、本校における学生の本分を全うさせるため、懲戒の対象となる行為の態様、結果等を総合的に検討し、教育的配慮の上行うものとする。

2 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するために必要最小限のものでなければならない。

(懲戒の対象とする期間)

第3条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本校の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象とする行為)

第4条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為(インターネットなどの情報技術の利用・活用における倫理違反行為)
- (5) 学生の学習及び教職員の教育活動等の正当な活動を妨害する行為
- (6) 正当な理由なく学校に出席しない行為
- (7) 学校の秩序を著しく乱す行為
- (8) 試験等における不正行為
- (9) その他学生の本分に反する行為

(懲戒の内容)

第5条 学則第27条に定める懲戒の内容は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分の剥奪

(2) 停学 学生の教育課程の履修及び課外活動等の一定期間の停止

(3) 戒告 学生が行った行為の責任を確認した上で行う書面によるその将来の戒め
(停学の期間)

第6条 停学の期間は、1日以上6か月以下とする。

(厳重注意)

第7条 学校長は、懲戒に相当しない場合でも、行為の問題性を自覚させ反省を促すため、学生に口頭又は文書により厳重注意を行うことができる。

(事実関係の調査)

第8条 教員は、懲戒の対象となる行為又はその疑いのある行為が生じたと認めるときは、遅滞なく当該学生に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

2 前項の調査に当たり、教員は、学生に対して、要旨を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する聴聞の機会を与えなければならない。この場合において、告知した学生の保護者が希望するときは、当該保護者にも聴聞の機会を与えなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、懲戒の対象となる行為が重大犯罪であり、かつ、学生が当該犯罪を犯したことが明白であると認められる等特段の事情がある場合は、告知を省略し、聴聞の機会を与えないことができる。

(懲戒決定までの手続)

第9条 学校長は、教員から前条の事実関係の調査結果の報告を受けた場合において、懲戒が相当と判断したときは、教務会議で意見を聞いた上懲戒の原案を作成し、宝塚市立看護専門学校運営会議に諮り審議する。

(懲戒の発効)

第10条 懲戒は、宝塚市立看護専門学校運営会議の議を経て、学校長が行う。

2 懲戒は、学生に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

(学生への通告及び保護者等への通知)

第11条 学校長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。

2 学校長は、学生の保護者又は保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。

(懲戒に関する記録)

第12条 学校長は、懲戒の事実を学籍簿に記録する。

(停学期間中の指導)

第13条 教員は、停学期間中の学生に対して教育的指導を行う。

2 学校長は、教育的指導に必要と判断される場合、学生の施設利用及び授業への参加を認めることができる。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に学校長が定める。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。